

2025年6月20日

各位

会 社 名 三 和 油 化 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長執行役員 柳 均 (コード番号:4125 東証スタンダード・名証メイン) 問合 せ 先 取締役執行役員経営管理部長 熊﨑 聡 (TEL 0566-35-3021)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025年6月20日開催の臨時取締役会において、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」という。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(6)	その他	本新株式発行は、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に 定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該
	株式の数	当社の取締役を兼務しない執行役員 3名 1,284株
	その人数並びに割り当てる	く。) 2名 1,136株
(5)	株式の割当ての対象者及び	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除
(4)	発行総額	3,525,940 円
(3)	発行価額	1 株につき 1,457 円
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 2,420 株
(1)	払込期日	2025年7月18日

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年5月19日開催の臨時取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下「対象取締役等」と総称する。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しました。また、2025年6月20日開催の第56回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額

100 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 20,000 株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 10 年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法(以下「無償交付」という。)又は対象取締役等に対して報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役等が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法(以下「現物出資交付」という。)により、対象取締役等に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当が無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は 処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しな いものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における 東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直 近取引日の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出い たします。

また、対象取締役等への割当が現物出資交付による場合、対象取締役等は、本制度に基づき当社から 支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受 けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券 取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日 の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲におい て、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 3,525,940 円(以下「本金銭債権」という。)、普通株式 2,420 株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等5名が当社に対する本金 銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について 割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡 制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記3のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年7月18日(以下「本払込期日」という。)~2035年7月17日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執 行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを 条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3)譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年、その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年、その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む。)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座

の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当 該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第 57 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 6 月 19 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 1,457 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上